

一般社団法人 香川県建築士事務所協会定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人香川県建築士事務所協会（以下「本会」という）の定款第52条の規定に基づきこの定款の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務所)

第2条 定款第2条に定める事務所は、高松市天神前5番地18号に置く。

第2章 役員 の 選 任 等

(理事及び監事の選任)

第3条 定款第16条第1項に定める役員を選任については、別に定める役員候補者推薦規程に基づいて行なう。

(理事の分掌事項)

第4条 理事は、定款第17条の職務の他、次の部門を分掌する。

- (1) 副会長は、特別委員会及び専門委員に関する部門を直接分掌する他、常設委員会に関する事項を総括分掌する。
- (2) 正副会長以外の理事は、常設のいずれかの委員会を担当し、それぞれ直接分掌する。

第3章 委員会及び部会

(委員会の設置と任務)

第5条 常設委員会は本会の通常業務を分担して執行する。

- 2 特別委員会は、多年度にわたり、調査、研究又は審議等を要する事項について、会長が特に必要と認め、理事会の議決を経て設置できる。
- 3 専門委員会は、期間を定めて、調査、研究又は審議等を要する専門的事項について、会長が必要と認め、理事会の議決を経て設置できる。
- 3 各委員会は、本会の運営に必要な事項及び会長の諮問事項について、企画、研究をなし、その結果を会長に建議又は報告しなければならない。

(常設委員会)

第6条 常設委員会の種別は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 会員委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 技術委員会
- (5) 業務委員会
- (6) 会員交流委員会
- (7) 指導委員会

(委員会の組織)

第7条 常設委員会の委員は、理事会がこれを編成し、会長が委嘱する。ただし、委員の数は、必要に応じ増減できる。また、この委員会には、若干名の常任委員を選出することができる。

- 2 特別委員会及び専門委員会の委員は、会長に指名された担当副会長が、正会員及び学識経験者の中から推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 4 委員長、副委員長及び常任委員の選任方法は、次の各号に定める。
 - (1) 常設委員会、特別委員会及び専門委員会の委員長は、本会の理念高揚に真に期待できる者を理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。
 - (2) 常設委員会の副委員長及び常任委員は、委員のうちより委員長がこれらを推薦し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - (3) 特別委員会及び専門委員会の副委員長は、委員の互選によって選出し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 5 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、定款第19条を準用する。この場合において「役員」とあるのは「委員」と読み替える。

(委員会の召集)

第9条 各委員会は、本会の円滑な運営と活性化のため、各委員会の実情に応じて招集する。

- 2 委員会の招集は、目的たる事項、内容、日時、場所を示して、文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、これらによらないことができる。

3 委員会は委員長が招集する。

(部 会)

第10条 本会は、建築設計、工事監理等の関係法令の研修、並びに会員相互の技術的向上を図るため、専門部会を設置することができる。

2 部会の組織等は、第5条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのを「部会」と、「委員」とあるのを「部会員」と、「委員長」とあるのを「部会長」と、「副委員長」とあるのを「副部会長」と読み替えるものとする。

第4章 賛 助 会 員

(賛助会員の特典)

第11条 本会の目的及び事業に賛同する賛助会員の特典は、次のとおりである。

(1) 賛助会員に対しては、理事会の承認を得て、営業及び商品の紹介等の特典を与えることができる。

(2) 賛助会員は、本会の事業の通知及び必要に応じて諸行事に参加することができる。

(3) 賛助会員は、理事会の承認を得て、本会が企画するセミナー等において、商品の紹介、工法等の説明をしたり、工場や工事現場等の見学会を提案実施することができる。

第5章 相 談 役

(相談役の任期)

第12条 相談役の任期は、これを委嘱した会長の任期とする。

第6章 資 産 及 び 会 計

(資産の管理)

第13条 本会の資産は、会長名義をもって、理事会で承認された金融機関等に預託する。

(資産の運用)

第14条 本会は、理事会及び総会の承認を得て、保有する資産の一部を本会に関連のある機関に資産運用することができる。

(会計)

第15条 本会の収入、支出の予算は、正味財産増減計算書に準ずる様式をもって作成する。

2 収入、支出は、事務局において所属担当理事の承認を得て執行し、会長の承認を得なければならない。また、帳簿、書類には夫々の捺印を得て保存する。

第7章 雑 則

第16条 この細則は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

(施行期日)

この細則は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。